

VII 予防編

火災予防

令和4年中に発生した住宅火災は85件で、全火災件数（203件）の約40%を占めています。また、出火原因については、「放火（疑い含む）」や「こんろ」、「たばこ」、「配線器具」が上位を占めています。

これらの火災をゼロにするためには、市民一人ひとりの防火意識を高めることが重要です。

当消防局では、防火ポスターや防火標語の掲示等、各種イベントにおいて予防広報活動を行っています。

また、管内の事業所に対し堺市消防局公式 LINE アカウント及びメールマガジンを活用し、特異事案発生時における発災類似施設への注意喚起や、申請・届出等に関するお知らせなど、火災予防の啓発を実施しています。



LINE 公式アカウント



QR コード



防火ポスター



LINE アニメーションスタンプ



QR コード

主な火災予防行事

期 間 等	行 事 名 等
1月26日	文化財防火デー
3月1日～7日	春の火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両による巡行宣伝 ・防災写真展 ・幼年消防クラブ卒団式 ・その他
5月下旬	新入社員防火教室
11月9日～15日	秋の火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生防火絵画展 ・合同消防訓練 ・公共施設等のデジタルサイネージを活用した動画放映 ・幼年消防クラブによる消防署見学 ・その他
12月24日～31日	歳末火災予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設等の特命査察 ・夜間パトロール ・火災防ぎょ検討会 ・その他
通 年	音楽鑑賞と防災のおはなし 高齢者防火訪問



新入社員防火教室



文化財防火デー 合同消防訓練

防火管理

当消防局では、消防法施行令第3条の規定に基づく防火管理に関する講習を一般社団法人日本防火・防災協会に依頼し、実施しています。

防火管理者は、甲種防火対象物 4,705 事業所、乙種防火対象物 727 事業所で選任され、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成など、防火管理上の必要な業務を行っています。

このほか、消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務付けられているところですが、毎年住宅火災の割合は高く、死者のうち高齢者が占める割合が高いことから、これら高齢者を火災から守ることが重要な課題となっています。

このような状況から当消防局では、高齢者のみの世帯に対して防火訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置や維持管理状況の確認、こんろ等火気周りの点検のポイントや火災予防上のアドバイスを実施しています。

さらに、火災予防運動実施期間以外においても、消防訓練等あらゆる機会を通じ、各事業所、地域住民に対し、火災予防啓発に努めています。

また、国内外を問わず、地震等による大規模な自然災害が発生していることから、学校、事業所、自治会、自主防災組織等において実施される各種防災イベントや消防訓練において地震体験車を運用(出場回数 16 回、体験者概数 2,588 人)し、地震発生時の火災の危険性や身を守る行動について啓発を行いました。

幼年消防クラブ

管内の私立幼稚園や保育園（計7園）から509人（令和5年4月1日現在）の幼年消防クラブ員が在籍しています。

幼年消防クラブは、幼年期から正しい火の取扱いを習熟することで、火遊びを防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、幼児を通して家庭や地域での防火思想の普及により火災の減少を図ることを目的として結成しています。



幼年消防クラブ入団式



幼年消防クラブ 消防署訪問

消防音楽隊

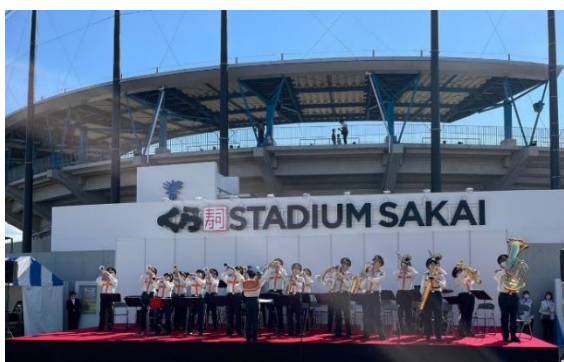
堺市消防音楽隊は、昭和 53 年の発足以来「心に響け防火の誓い」を合言葉に、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民の皆様とのふれあいを大切にした演奏活動に努め、火災予防思想の普及啓発活動を行っています。

通常の消防業務と兼務の体制で、火災予防運動中の各種イベントや管内の小学生を対象とした「音楽鑑賞と防災のおはなし」などに出演し、市域では唯一の公共の音楽隊として広く市民に親しまれています。

(令和 4 年中の出演回数：31 件)

令和 4 年の主な出演行事

実施日	行事名	出演場所
1 月 7 日	令和 4 年消防出初式	Mina さかい(市役所前市民交流広場)
3 月 5 日	避難訓練コンサート	フェニーチェ堺
10 月 13 日	令和 4 年度 会員の集い	フェニーチェ堺
10 月 16 日	第 49 回堺まつり	大小路筋
10 月 23 日	第 30 回中区区民フェスタ	原池公園
11 月 27 日	堺区防災・防犯フェスタ～あそんで・まなんで・そなえよう！～	Mina さかい(市役所前市民交流広場)



～出演の様子～

査察概況

査察は、消防法や石油コンビナート等災害防止法等の規定により、防火対象物や危険物施設等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵・取扱い状況について検査、質問等を行い、不備欠陥事項の是正指導を行うとともに、防火・防災管理体制及び危険物施設における保安管理体制の強化充実を図り、災害を未然に防止することを目的としています。

防火対象物については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、立ち入り検査以外にも自主検査や通信指導（電話等での聞き取り調査）を活用し、適切な防火管理について指導を行いました。

危険物施設については、管内で発生した事故の徹底した原因究明及び関係事業所への指導を行い、安全確保につとめるとともに、法令違反施設に対して、適正な行政措置を実施し、事故の未然防止につとめました。また、法令改正に係る事項を適正に運用するため、関係事業所に対して指導を行いました。

1 防火対象物関係

(1) 査察対象事業所数

査察対象事業所数は、13,780事業所であり、火災が発生した場合の危険度による区分に応じて定めている査察実施回数を基本とし、査察を行っています。

また、これらに属さない事業所（10,910事業所）については、定期的に、用途及び名称変更の有無や休業及び廃止の該非等を外観から確認しています。

査察対象事業所数（防火対象物）

（令和5年3月31日現在）

査察実施回数	査察対象事業所の区分		事業所数
特別査察対象物	1年に1回以上	第1種事業所	11
重点査察対象物	1年に1回以上	同一敷地内に消防局長又は消防署長が指定する防火対象物又は危険物製造所等が存するもの	942
定期査察対象物	3年に1回以上	同一敷地内に消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物（次の防火対象物は除く）、危険物製造所等及び少量危険物貯蔵所等が存するもの （1）令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物 （2）令別表第1(15)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積1,000㎡未満のもの （3）消防用設備等（誘導標識を除く）の設置が必要でない防火対象物	12,827

(2) 査察等実施事業所数

査察等実施事業所数は4,617件であり、うち、予防査察等が1,746件、警防査察が902件、通信指導（事業所へ訪問せずに電話での聞き取り等での査察）が1,894件でした。

なお、文化財防火デーの予防運動や消防法違反対象物等に対して110件の特命査察を行いました。

(3) 査察結果

査察を実施した結果、不備事項があった1,386事業所に対し、査察結果通知書により指摘し、事業所から改善報告書（計画を含む）の提出を求めています。

査察等実施事業所数及び査察結果（防火対象物）

査察状況	年別
	令和4年
査察等実施事業所数	4,617
指摘事業所数	1,386
査察実施事業所数の指摘率	30.0%
指摘件数	5,067

特命査察実施件数（防火対象物）

署別	合計	局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山
件数	110	0	41	5	2	27	3	23	3	5	1

(4) 消防法等に違反する防火対象物公表制度

この制度は、不特定多数の方が利用する建物における重大な消防法令違反に関する情報を、利用者が建物の利用に際しての判断に活用できるようにホームページ上で公表する制度です。

公表の対象となる防火対象物は、映画館、飲食店、物販店、宿泊施設等の特定防火対象物で、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は避難器具（特定一階段等防火対象物に限る。）の未設置による違反があるものが対象です。

(5) 防火対象物の点検表示制度

ア 防火対象物定期点検報告制度

この制度は、不特定多数の人を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者が、有資格者に火災予防上必要な事項について定期的に点検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防火基準点検済証を掲げることができます。

防火基準点検済証



イ 防火対象物点検報告特例認定制度

この制度は、上記アの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付すことができるとともに、一定期間、上記アの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防火優良認定証を掲げることができます。

防火優良認定証



ウ 防災管理点検報告制度

この制度は、政令で定める用途のうち大規模・高層等一定規模以上の防火対象物の管理権原者が、有資格者に地震や毒性物質の発散等、火災以外の特殊な災害による被害を軽減するために必要な事項について定期的に点検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防災基準点検済証を掲げることができ、また、上記アと併せて対象となり、双方とも基準に適合してい

る事業所は、防火・防災基準点検済証を掲げることができます。

防災基準点検済証



防火防災基準点検済証



エ 防災管理点検報告特例認定制度

この制度は、上記ウの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付すことができるとともに、一定期間上記ウの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防災優良認定証を掲げることができ、また、上記イと併せて認定を受けている事業所は、防火・防災優良認定証を掲げることができます。

防災優良認定証



防火・防災優良証



(6) ホテル・旅館等に対する表示制度

この制度は、利用者に建物の全情報を提供することを目的として、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が検査し、消防法令等の基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度です。

表示マーク（銀）の交付後3年間継続して基準に適合していると認められる場合は、表示マーク（金）の交付を受けることができます。

表示マーク（金）



表示マーク（銀）



自衛消防組織 又は自衛防災 組織の設置を 必要としない 危険物製造所 等（上記以外）	1,475 / 1,738	15	0	1	4	0	0	1	0	4	5	15
---	---------------------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

3 危険物等積載車両の一斉取締り

危険物等積載車両は、市街地を走行するため、事故が発生すると付近住民や社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、関係行政機関と合同で、街頭及び製油所等のタンクローリー充填所において取締りを行い、不備車両については安全指導を徹底しました。

危険物等積載車両等の取締り結果

	実施回数	対象施設	検査台数	不良台数	不良箇所数
合計	4	-	19	5	7
危険物	3	タンクローリー	15	3	4
		トラック	0	0	0
高圧ガス	1	タンクローリー	0	0	0
		トラック	4	2	3

4 予防規程の認可状況

予防規程は、危険物施設における災害予防及び災害発生時における緊急措置等を定めた自主保安規程であり、予防規程を定めたとき又は変更するときは認可を受けることが義務付けられています。

予防規程の規制対象施設数

施設区分	署別 合計	規制対象施設数									
		堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山	
合計	795	43	20	5	405	19	18	18	259	8	
製造所	54	0	0	0	27	0	0	0	27	0	
屋内貯蔵所	44	7	0	0	11	0	1	5	20	0	
屋外タンク貯蔵所	403	0	0	0	264	0	0	0	139	0	
屋外貯蔵所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
移送取扱所	21	0	0	0	13	0	0	0	8	0	
一般取扱所	162	17	3	0	71	2	1	4	60	4	
給油取扱所	111	19	17	5	19	17	16	9	5	4	

5 違反処理及び事故発生に伴う処理状況

火災、爆発、危険物の流出等の事故発生及び法令違反に際しては、火災の予防及び災害の発生並びに拡大の防止を図るため、事故に伴う処理14件の安全指導を行いました。

消防同意概況

1 消防同意

建築物の新築、増築等について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関が許可、認可若しくは確認を行う際には、消防法第7条の規定に基づき消防長又は消防署長の同意（消防同意）を必要とします。

これは、建築行政に対して、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の計画の段階で消防法令及び関係法令の防火に関する規定に適合しているかどうかを審査することにより、火災予防の徹底を図ろうとするものです。

なお、令和4年中における消防同意処理件数は2,568件です。

消防同意処理状況

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	203	225	231	185	239	207	212	237	210	241	207	171

2 消防用設備等

消防用設備等は、火災を初期の段階で消し止め、速やかに火災の発生を報知し、避難を行わせ、又は消防隊の活動に利便を提供するための設備で、火災による被害の軽減を図るため必要不可欠なものです。

令和4年中における消防用設備等の着工・設計届出数は1,886件で、設置届出数は3,715件です。

また、令和4年中における竣工検査実施棟数は2,236棟です。

着工届・設計届・設置届出状況

設備種別	合 計	消火設備						警報設備						避難設備		消 防 用 水	消火活動上必要な施設				
		消 火 器 具	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	水 噴 霧 消 火 設 備 等	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ポ ンプ 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	漏 電 火 災 警 報 器	火 災 通 報 装 置 等	非 常 ベ ル ・ 自 動 式 サ イ レ ン	放 送 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯		排 煙 設 備	連 結 散 水 設 備	連 結 送 水 管	非 常 コ ン セ ン ト 設 備	無 線 通 信 補 助 設 備
着工届・設計届	1,886	0	67	99	40	9	4	615	1	0	59	81	39	196	630	1	5	0	35	5	0
設 置 届	3,715	796	79	155	77	16	6	1,050	3	1	57	103	109	224	965	3	15	0	45	11	0

竣工検査状況

署別	合計	局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山
棟数	2,236	115	522	192	68	248	157	360	132	150	292

危険物行政概況

科学技術の進歩に伴う新たな危険物の出現や産業経済の進展に伴う危険物施設の複雑、多様化など危険物行政を取り巻く環境は大きく変貌しています。

また、危険物施設の設備の老朽化、取扱いの不注意などによる危険物の事故が増加傾向を示すとともに、大気、水、土壌系の環境問題への関心が高まっているなか、危険物を貯蔵又は取扱う者の責務は益々重くなっています。

さらに、南海トラフ巨大地震などの切迫性も指摘されており、危険物施設における地震対策の検証及び見直しは緊急課題となっています。このような状況のなか、事業所の自主保安体制の確立や危険物施設における地震対策の推進等に関し、適切な指導を行っています。

1 危険物の規制

(1) 危険物施設

令和4年12月31日現在における危険物施設の総数は2,788施設で、前年に比べて3施設減少しました。

管轄消防署別危険物製造所等施設数

危険物施設区分	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	狭山	合計
製造所	2	0	0	33	0	0	6	27	0	68
屋内貯蔵所	103	29	5	149	9	10	62	67	9	433
屋外タンク貯蔵所	21	1	1	389	0	0	7	327	2	748
屋内タンク貯蔵所	28	2	0	23	2	2	3	2	5	67
地下タンク貯蔵所	44	15	7	40	8	15	24	11	7	171
簡易タンク貯蔵所	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3
移動タンク貯蔵所	79	21	1	124	74	3	7	245	7	561
屋外貯蔵所	9	0	0	30	0	0	3	16	2	60
給油取扱所	46	28	5	49	35	20	23	24	6	236
販売取扱所	5	0	0	1	0	1	3	1	0	11
移送取扱所	0	0	0	13	0	0	0	8	0	21
一般取扱所	89	14	2	144	7	11	25	96	11	399
合計	426	110	21	996	135	63	164	824	49	2,788

(2) 危険物製造所等の事務処理状況

危険物にかかる許認可等については、行政手続法及び堺市行政手続条例に基づき審査基準、手続基準を制定し、公正で透明な審査を行うよう努めています。

設置・変更許可数、設置・変更完成検査数

危険物施設区分	設置許可	変更許可	完成検査	合計
製造所	1	30	27	58
屋内貯蔵所	18	7	23	48
屋外タンク貯蔵所	1	94	74	169
屋内タンク貯蔵所	4	9	11	24
地下タンク貯蔵所	3	4	6	13
簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0
移動タンク貯蔵所	14	19	34	67
屋外貯蔵所	3	0	1	4
給油取扱所	6	26	32	64
販売取扱所	0	0	0	0
移送取扱所	0	20	19	39
一般取扱所	8	152	158	318
合計	58	361	385	804

危険物製造所等各種届出受理状況

申請届出種別	件数
タンク検査済証等再交付申請	3
完成検査済証再交付申請	2
危険物製造所等廃止届	80
危険物取扱者届	75
危険物保安監督者選任解任届	171
危険物保安統括管理者選任解任届	3
氏名、名称、住所等変更届	170
譲渡引渡届	27
品名、数量又は指定数量の倍数変更届※	292
変更工事の確認届	600
合計	1,423



地下タンク配筋検査風景



タンク内部の溶接部検査風景



検査対象物風景

2 危険物安全月間

危険物による災害の未然防止及び事業所の自主保安体制の確立を図ることを目的として6月を「危険物安全月間」と定めています。危険物安全月間中には、啓発活動のためのポスター、吊幕、胸章等の広報資材を有効活用し防災意識の高揚に努めました。

また、危険物施設への立入検査や危険物等積載車両に対する一斉取締りを実施し、安全の確保に努めました。

更に、優良危険物関係事業所等の表彰を実施しました。

石油コンビナート等防災対策

石油コンビナート等災害防止法に基づく堺泉北臨海地区特別防災区域は、面積が18.01km²であり、このうち当消防局の管轄地域は17.27km²を占めます。

当管轄地域の中には石油コンビナート等災害防止法に基づく第1種事業所が11社、第2種事業所が17社あります。これらの事業所は特定事業所と呼ばれ、自衛防災組織の設置、防災規程の制定のほか、第1種事業所のうち5社については、レイアウト規制対象事業所として、各施設の配置も基準化され、災害の未然防止と拡大防止が図られています。

また、防災体制については、大阪府石油コンビナート等防災計画によって各事業所及び関係行政機関等の責務が明確にされるとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項が定められています。

この計画を基に総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る災害から市民の安全を守ることを最優先とした保安の確保が図られています。

1 レイアウト規制

第1種事業所で、高圧ガスと石油類を貯蔵または取り扱う事業所は、レイアウト規制を受け、敷地内を用途により製造施設地区、貯蔵施設地区等に区分し、それぞれの施設地区間には特定通路を配置しなければならない等ハード面でより厳しく規制されています。

2 特定防災施設等

災害を最小限にとどめるため、一部の特定事業所には特定防災施設等として、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の設置が義務づけられており、設置及び変更したときは、届け出て検査を受けなければなりません

特定防災施設等の設置状況

特定防災施設等の別	設置事業所数	令和4年中の検査状況
流出油等防止堤	4	0
消火用屋外給水施設	22	5
非常通報設備	28	0

3 自衛防災組織及び共同防災組織等

(1) 自衛防災組織

自衛防災組織には、特定事業所における災害の発生又は拡大防止のために必要な業務を行えるよう、化学消防自動車及び泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けています。

防災資機材等については、防災活動を迅速かつ的確に行えるよう適正な場所への配備を指導しています。

特定事業所における防災資機材等設置状況

防災資機材等の区分	現 有			
	合計	自衛防災組織	共同防災組織	広域共同防災組織
大型化学消防車（台）	3	1	2	0
大型高所放水車（台）	4	2	2	0
泡原液搬送車（台）	5	3	2	0
甲種普通化学消防車（台）	7	6	1	0
普通消防車（台）	2	2	0	0
小型消防車（台）	2	2	0	0
普通高所放水車（台）	1	1	0	0
乙種普通化学消防車（台）	0	0	0	0
大型化学高所放水車（台）	2	2	0	0
可搬式大型泡放水砲（基）	9	4	5	0
可搬式普通泡放水砲（基）	2	2	0	0
可搬式放水銃（基）	75	74	1	0
耐熱服（着）	118	103	10	5
空気呼吸器（個）	114	100	9	5
1%泡消火薬剤（k1）	72	0	0	72
3%泡消火薬剤（k1）	234.5	208.6	25.9	0
6%泡消火薬剤（k1）	69.4	61.4	8	0
オイルフェンス（km）	14.8	9	5.8	0
オイルフェンス展張船（隻）	2	0	2	0
油回収船（隻）	1	0	1	0
大容量泡放水砲等	2	0	0	2

(2) 共同防災組織

共同防災組織は、数社の事業所が共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために防災組織を編成しているもので、陸上、海上それぞれの共同防災組織が設置されています。

共同防災組織設置状況

	名称	設置年月日	構成事業所名
陸上	コスモ石油グループ共同防災組織	昭和 54 年 7 月 1 日	コスモ石油(株)堺製油所 丸紅エネックス(株)堺ターミナル KHネオケム(株)堺物流センター (株)辰巳商會堺ケミカルターミナル 日本酢ビ・ポパール(株) 内外輸送(株)大阪支店 (株)ハイドロエッジ 新日本理化(株)堺工場
	泉北地区OG・CAP共同防災組織	昭和 58 年 1 月 4 日	大阪ガス(株)泉北製造所第二工場 (株)コールド・エアー・プロダクツ
海上	堺・泉北地区海上共同防災組織	昭和 54 年 7 月 1 日	コスモ石油(株)堺製油所 (株)辰巳商會堺ケミカルターミナル 丸紅エネックス(株)堺ターミナル ENEOS(株)堺製油所 三井化学(株)大阪工場 高石ケミカル(株) 大阪ガス(株)泉北製造所第一工場 大阪ガス(株)泉北製造所第二工場

(3) 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応する防災資機材である大容量泡放水砲を広域的に配備することを目的として設置されており、堺泉北臨海地区、和歌山北部臨海南部地区及び御坊地区の特別防災区域における一部の事業所で編成されています。

広域共同防災組織設置状況

名称	設置年月日	構成事業所名
大阪・和歌山広域共同防災組織	平成 20 年 12 月 9 日	コスモ石油(株)堺製油所 丸紅エネックス(株)堺ターミナル ENEOS(株)堺製油所 三井化学(株)大阪工場 関西電力(株)御坊発電所 ENEOS(株)和歌山製油所

(4) 防災規程

特定事業者は、自衛防災組織が行うべき業務に関する事項について、防災規程を制定又は変更したときは届け出なければならないこととされています。

防災規程の届出状況

	規制対象事業所	令和4年中の届出状況
第1種事業所	11	5
第2種事業所	17	4
合計	28	9

保安 3 法行政概況

「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「保安 3 法」という。）に係る事務については、大阪府が所管していましたが、平成24年10月 1 日から大阪府内の市町村（高槻市は除く）に権限が移され、現在は堺市・高石市・大阪狭山市の保安 3 法事務について、堺市消防局で執り行っています。消防法及び石油コンビナート等災害防止法と併せて保安 3 法に係る事務に関しても適切な指導を行うことで、これまで以上に暮らしの安全・安心の向上に努めています。

1 火薬類取締法の規制

火薬類取締法は、火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することによって、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 火薬類取締法関係事業所

令和 4 年12月31日現在における火薬類取締法関係事業所の総数は26事業所です。

火薬類取締法関係事業所数

事業所区分	事業所数
販売業者	13
火薬庫	2
庫外貯蔵指示場所	11
合計	26

(2) 火薬類取締法の申請・届出状況

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の火薬類取締法に係る申請・届出件数の総数は32件です。

火薬類取締法関係申請・届出状況

申請・届出種別		件数
火薬庫関係	火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届	2
	定期自主検査計画届・定期自主検査終了報告	4
	火薬類出納集計報告	2
	許可申請書等記載事項変更報告	0
庫外貯蔵関係	氏名等変更届	5
	許可申請書等記載事項変更届	0
	庫外貯蔵場所指示申請	0
譲渡譲受関係	火薬類譲渡許可申請	4
	火薬類譲受許可申請	1
	許可証返納	3
消費関係	火薬類消費許可申請	7
	許可申請書等記載事項変更届	0
販売業者関係	火薬類販売集計報告	1
完成検査・保安検査関係	保安検査申請	2
その他	その他	1
合計		32

2 高圧ガス保安法の規制

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制することによって、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 高圧ガス保安法関係事業所

令和4年12月31日現在における高圧ガス保安法関係事業所の総数は、1,093事業所です。

高压ガス保安法関係事業所数

事業所区分	事業所数
第一種製造者【冷凍則以外】	86
第一種製造者（設備数）【冷凍則】	17
第二種製造者（設備数）【冷凍則以外】	154
第二種製造者（設備数）【冷凍則】	273
第一種貯蔵所（貯蔵所数）	49
第二種貯蔵所（貯蔵所数）	114
特定高压ガス消費者	39
販売業者	341
容器検査所	20
合計	1,093

(2) 高圧ガス保安法の申請・届出状況

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の高圧ガス保安法に係る申請・届出件数の総数は893件です。

高圧ガス保安法関係申請・届出状況

申請・届出種別		件数
第一種 製造者関係	高圧ガス製造許可申請	6
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	76
	高圧ガス製造施設軽微変更届	95
	高圧ガス製造施設等承継届	1
	高圧ガス製造開始届	6
	高圧ガス製造廃止届	12
	高圧ガス製造施設休止届	6
	危害予防規程（制定・変更）届	20
	保安統括者、代理者、保安係員等の選解任届	67
	その他	25
第二種 製造者関係	高圧ガス製造(事業)届)	9
	高圧ガス製造施設等変更届	3
	高圧ガス製造廃止届	20
	承継届	0
	その他	13
第一種 貯蔵所関係	第一種貯蔵所設置許可申請	4
	第一種貯蔵所等変更許可申請	3
	第一種貯蔵所軽微変更届	3
	貯蔵所廃止届	1
	その他	6
第二種 貯蔵所関係	第二種貯蔵所設置届	2
	第二種貯蔵所等変更届	7
	貯蔵所廃止届	2
	その他	5
販売業者関係	高圧ガス販売事業届	26
	高圧ガス販売事業承継届	2
	高圧ガス販売事業廃止届	13
	販売主任者選解任届	20

	販売ガス種変更届	3
	その他	26
特定高圧ガス 消費者関係	特定高圧ガス消費届	2
	特定高圧ガス消費承継届	0
	特定高圧ガス消費施設等変更届	2
	特定高圧ガス取扱主任者選解任届	11
	特定高圧ガス消費廃止届	1
容器関係	検査主任者選解任届	8
	容器検査所登録更新申請	9
	容器検査所廃止届	4
	特別充填許可申請・報告	20
	その他	7
完成・保安検査 関係	完成検査申請	53
	保安検査申請	13
	指定完成検査機関完成検査受験届（結果報告）	4
	指定保安検査機関保安検査受験届（結果報告）	234
	認定完成検査実施者完成検査記録届	21
	認定保安検査実施者保安検査記録届	6
	その他	1
その他	事故届	15
合計		893

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることによって公共の福祉を増進することを目的としています。

(1) 液化石油ガス法関係事業所

令和4年12月31日現在における液化石油ガス法関係事業所の総数は145事業所です。

液化石油ガス法関係事業所数

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業者	40
保安機関	41
充填事業者（設備数）	14
特定液化石油ガス設備工事事業者	50
合計	145

(2) 液化石油ガス法の申請・届出状況

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の液化石油ガス法に係る申請・届出件数の総数は143件です。

液化石油ガス法関係申請・届出状況

申請・届出種別		件数
販売事業者関係	液化石油ガス販売事業承継届	0
	液化石油ガス販売所等変更届	2
	液化石油ガス販売事業廃止届	1
	液化石油ガス販売事業報告	41
	業務主任者等選解任届	4
	登録簿謄本交付	0
	認定液化石油ガス販売事業者状況報告	1
保安機関関係	保安機関承継届	0
	保安機関変更届	2
	保安業務廃止届	1
	保安機関認定更新	0
	保安業務実施状況報告	43
充填事業者関係	充填設備許可申請	1
	充填設備変更届	3
	充填事業者報告	4
貯蔵施設・特定供給設備関係	貯蔵施設等変更許可申請	0
設備工事関係	液化石油ガス設備工事届	7
	特定液化石油ガス設備工事事業開始届	1
	特定液化石油ガス設備工事事業変更届	7
	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届	3
完成・保安検査関係	充填設備完成検査申請	1
	充填設備保安検査申請	3
	充填設備保安検査受検届（結果報告）	16
その他	その他	2
合計		143

総合防災センター



堺市総合防災センター



1 総合防災センターとは

近年、全国各地で台風や集中豪雨などの自然災害が猛威を振り、本市においても南海トラフ地震や上町断層帯地震など大規模災害の発生が懸念される中、本市の防災に関する中核拠点施設として、消防職・団員の教育・訓練のみならず、地域の連携強化・地域防災を担う人材の育成、大規模災害時における全国からの応援部隊の集結場所や備蓄支援物資の集積配送拠点など、自助、共助、公助の連携による地域防災力の向上を図り、災害に強い都市の形成を推進することを目的とし、当センターを整備しました。



2 総合防災センターの3つの事業

(1) 地域防災を担う人材の育成

ガイドスタッフによるツアー形式での体験により、堺市の地域特性に応じた実災害に近い様々な災害体験を行うことができます。

堺市内で想定される地震を体感できる地震体験や、実際の炎を用いた消火体験、煙暗闇避難体験、水圧ドア体験、倒壊模擬家屋を用いた救出体験等、様々な体験ができる、より実践的な体験型学習施設です。



(2) 消防・防災力の強化

高度な訓練施設による実際の災害現場を想定したリアリティの高い環境で、さまざまな災害特性に対応する専門性の高い教育・訓練を実施し、消防職団員の資質向上や人材育成を図ります。



(3) 大規模災害時の円滑な受援体制確立

大規模災害発生時などに、全国からの緊急消防援助隊等の集結場所、消防局庁舎などが被災した場合における代替機能、支援物資の配送拠点機能を持つ広域的な災害応急対策の拠点施設とすることで、円滑な受援体制を確立します。

3 各施設について

(1) 防災啓発施設

子どもから大人まで楽しく学びながら災害に備えることのできる、堺市初となる体験型防災学習施設です。ガイドスタッフが案内するツアー体験コースにより、堺市に起こる災害特性を学ぶ映像体験、地震体験、展示パネルにて風水害、火災等あらゆる災害について学ぶことができます。



(2) 災害活動支援棟

消防隊が24時間常駐する施設と食糧・生活必需品等の備蓄機能、支援物資の集積・配送機能を併せ持つ施設で、大型車両5台が駐車できる車庫をはじめ、約1,500㎡の備蓄スペースを整備しています。

(3) 救助訓練棟

消防訓練における基本的な救助技術訓練を行う施設として、全国消防協会で定める各種の訓練種目の種目に応じた施設です。



(4) 水難救助訓練棟

ア 潜水訓練水槽

直径6m、深さ8mの潜水プールで高水圧下での水難救助訓練が実施できます。

イ 25mプール

幅8m、長さ25mの訓練プールで基本的な溺者救出訓練が実施できます。



(5) 総合訓練棟

実火災訓練、濃煙熱気訓練、エレベーター救出訓練、低所救出訓練、竪穴救助訓練、洞道訓練、燃焼実験などリアリティの高い環境下で、さまざまな災害特性に応じた訓練が実施できます。また、訓練施設以外に火災の原因調査を行う鑑識室があります。

ア 燃焼実験室

燃焼実験室内の床は耐火レンガ、壁・天井は吹き付け耐火材で仕上げられています。

燃焼部天井面の最高温度は1,000℃まで対応でき、3分程度持続することができます。



イ 実火災訓練室

訓練室内の床は耐火レンガ、壁・天井は吹き付け耐火材で仕上げられています。室温最大400℃（天井面600℃）まで対応でき、最高使用温度到達から鎮火まで15分間使用できます。

実火災訓練室は3階から5階まで各階2室ずつの計6室あり、最大2室の同時使用ができます。各室はセンサーにより、酸素、一酸化炭素及び二酸化炭素濃度や室内温度を測定しており、その情報を4階の監視モニターにて一括管理できるよう整備しました。また、温度上昇した場合には、スプリンクラーで温度を低下させる設備があります。



ウ その他救出訓練施

施設内のダクトスペースや地下配管ピットを活用した堅穴、洞道の救助訓練が実施できるほか、擬岩で整備された訓練場では低所救出訓練などができます。



エ 鑑識室

火災現場から収去した焼損物件を分析するX線透過装置、デジタルマイクロスコープ（高倍率ズームが可能な電子顕微鏡）等を備えており、科学的手法により火災の原因調査を行っています。



4 来館者について

合計	体験コース参加者	体験コース参加なし	イベント参加者
49,176 人	28,652 人	8,456 人	12,068 人

（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

団体別利用者数（体験コース参加者）

（人）

合計	自主 防災 組織	自治 会	小学 校	中学 校	高校 専門 大学	幼・ 保・ こども園 など	福祉 施設	企業	行政 機関	消防 関連 団体	その 他	個人
28,652	1,499	2,643	5,772	1,021	386	692	2,479	1,454	1,040	1,297	1,150	9,219

（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

5 イベント開催状況

イベントタイトル		イベント概要	開催期間	参加者数
夏休み イベント	「めざせ！ 未来の防災博士」	5か所の防災体験ブースに スタンプラリー形式で参加する イベント	7/24～8/31	1,225人
ハロウィン イベント	防災×ハロウィン	キッズコースをハロウィン Ver. に変更	10/15～30 の土日	(※)
クリスマス イベント	防災でクリスマス	・キッズコースをクリスマス Ver. に変更 ・謎解きイベント	12/1～25	(※)
出初式	ファイアーフェスタ	・10か所の防災体験ブースに スタンプラリー形式で参加する イベント ・謎解きイベント	1/7	4,098人
春季イベン ト	こども BOSAI 春まつ り	・防災センター敷地全体を活 用したイベント 【屋外会場】：「緊急車両大集 合！」 ・消防、警察、自衛隊の車両展 示 ・消防車両乗車体験 ・レスキュー隊入隊、放水体 験 ・こども消防服体験 ・消防音楽隊演奏会 など 【屋内会場】：「イザ！カエル キャラバン！」 ・子どもが楽しめる10か所の 防災体験ブースにスタンプラ リー形式で参加するイベント	3/11	6,745人
イベント参加者合計				12,068人

(※) イベント参加者ではなく、体験コース参加者として計上

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)